

北九州市監査公表第34号

平成18年9月29日

北九州市監査委員	山	柿	勝	利
同	大	津	雅	司
同	城	戸	武	光
同	泊		正	明

平成18年8月2日付で地方自治法第242条第1項の規定により提出された北九州市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目 次

第 1	請求の内容	1
1	請求人	1
2	請求書の提出日	1
3	請求の要旨	1
第 2	請求の受理又は却下	4
第 3	監査の実施	4
1	監査対象事項	4
2	監査対象部局	4
3	監査の方法	5
4	証拠の提出及び陳述	5
(1)	請求人の証拠の提出及び陳述	5
(2)	関係職員の陳述	5
5	支出事務に係る事実関係の確認	6
(1)	交際費の支出事務について	6
(2)	交際費の支出基準	7
第 4	監査委員の判断	7
1	交際費の支出の適否に係る判断基準について	7
2	監査対象事項の検討	8
3	社会通念上儀礼の範囲内として相当なものであるかどうかについて ..	13
4	結論	14
第 5	監査委員の意見	14

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第 1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成 18 年 8 月 2 日

3 請求の要旨

(1) 平成 17 年度市長交際費(うち接遇)の公金支出の実態

ア 平成 17 年度の市長交際費による「接遇」は、本請求書添付別紙 1 記載のとおり 68 件にも及んでおり、「接遇」費だけでも総額金 299 万 6,245 円が執行された。しかも、その費用は、年々増加傾向にある。

イ 先に市民オンブズマン北九州は、北九州市情報公開条例によって平成 17 年度の市長交際費の情報公開を求めたが、その結果、市長の「接遇」の相手方は非開示処分となっており、市長は公金を支出して誰と「接遇」をしたのかさえ市民に明らかにされないだけでなく、どのような市政の目的を持ってこれら接遇が行われたのかも皆目不明である(オンブズマンはこれら非開示処分については、別途、情報公開審査会に異議申立てを行っていることを付言しておく)。

ウ なお、本件監査請求では、本請求書添付別紙 2 記載の「接遇」(添付書面 1 乃至 9)による公費執行について監査請求に及んだ。該当件数は 9 件、総額は金 95 万 2,226 円である。

本件監査請求に及んだ理由は、市長の「接遇」にかかる一人当たりの費用が約 2 万円ないし 3 万円以上と非常識な高額に及んでいること(添付書面 10 新聞記事)、あるいは、1 回の「接遇」で、例えばビールが 14、日本酒が 14、焼酎が 36 などといった相当量の飲酒がなされていることなどを理由としており、市民の常識的感覚や社会通念上儀礼の範囲からみても、もはや公費を使つての交際業務ではなく、単なる「酒宴」でしかないと考慮されるからである(添付書面 11 新聞記事)。

(2) 上記公金支出の違法性・不当性

ア　　いうまでもなく、市長交際費は市民の税金（公金）から支出されている。その際、どのような目的で、どのような相手方と、どの程度の「接遇」がなされ、その頻度はどの程度であったか等の総合的判断によってこれら公金支出の適法性・違法性が判断されるべきであり、市長交際費だからと言って、無制限に公金を費消することが許されるものではないことは言を待たない。

イ　　この点、平成 11 年施行された、国家公務員倫理法によって、金 5,000 円以上の贈与、供応接待などを受けた場合は、人事院に置かれている国家公務員倫理審査会に報告義務が課せられている（同法第 6 条、第 11 条第 1 項第 6 号、添付書面 12）が、これは、税金費消による官官接待などが全国的に横行し目に余る事態になっており、国民からの批判も噴出したことに対応して規定されたものであり、全国的にも一定の公費支出の指針となっている。また、北九州市の食糧費裁判においても、福岡高等裁判所は、「倫理法等における 5,000 円超という金額は、報告義務を課す基準であるが、倫理法等は、公務員が 5,000 円を超える贈与等を受けた場合には、公正な公務に対する国民の信頼が揺らぎかねないとの認識を示したものにほかならず、この基準は、食糧費の支出が裁量権を濫用した違法があるかの判断をするに当たっても有用なものである」と判示している。結局、一人当たり金 5,000 円を超える公費支出は、その相手方の氏名や必要性など特段の事情を執行者が証明しない限り、違法となることはすでに確定しており、全国の自治体でもこの判決は公費支出に際して重要な指針となっているのである。

ウ　　以上の点に鑑みても、市長交際費の「接遇」においても、社会通念上儀礼の範囲から、一人当たり金 5,000 円の基準を超えている場合は、市長がどのような目的で、どのような相手方と接遇を行ったのか、その交際（接遇）の必要性について市長がこれを証明しない限り違法である。

すなわち、1 回の接遇費が一人当たり 2 万円から 3 万円以上と高額に及んでいるもの、あるいは、飲酒量が相当量に及んでいるものは、もはや社会通念上の儀礼の範囲を超えているのであるから、かような接遇が目的、相手方などの関係から真に必要であったことを証明しなければ、もはや市長の裁量権の逸脱、あるいは、裁量権の濫用としかいいようがなく、これら証明がない限り、かような接遇全体が違法・

不当性を帯びた違法公金支出である。

(3) 結論

よって、監査委員は、市長に対し、以下のとおり勧告するよう求める。

記

北九州市長末吉興一は、別紙2記載の接遇にかかる違法・不当な公金支出の全額を北九州市に返還せよ。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

事実を証する書面 記載省略

別紙1 記載省略

別紙2 市長交際費分析一覧表

執行年月日	区分	市側出席者	相手方	人数	件名(料亭名など)	支出金額	料理単価	一人当たりの費用	ビール	日本酒	焼酎	その他の酒類、飲み物、他
1 H17.8.8	接遇	市長ほか3人	黒塗り	5	枕潮閣	119,280	17,500	23,856	4	酒3 冷酒5		
2 H17.8.23	接遇	市長ほか4人	黒塗り	8	鳥いさ	159,560	13,316	19,945	11	八海山 大(5,500円) 小(2,500円)	始良 (5,400円)	洋酒1 (3,200円)
3 H17.8.29	接遇	市長ほか1人	黒塗り	4	浅田	121,275	16,000	30,319	3		6	
4 H17.9.28	接遇	市長ほか4人	黒塗り	9	リーガロイヤルホテル小倉	142,007	10,000	15,779	11		24	ウイスキー-2
5 H17.9.29	接遇	市長ほか3人	黒塗り	6	鳥いさ	84,000	8,000	14,000	4	14	1升(?) 始良 (9,800円)	

6	H17.10.19	接 遇	市 長 ほ か 1 人	黒 塗 り	3	仲 泉	71,805	不 明	23,935	不 明	不 明	不 明	外 に 300 円 お 土 産 5,250 円
7	H17.11.7	接 遇	市 長 ほ か 3 人	黒 塗 り	10	春 帆 楼	118,860	8,000	11,886	14	14	36	ウ ー ン 茶 14
8	H17.12.19	接 遇	市 長	黒 塗 り	3	妙 見 山 荘	47,239	8,000	15,746	2		森 伊 蔵 12	
9	H18.2.20	接 遇	市 長 ほ か 5 人	黒 塗 り	12	嵯 峨	88,200 (市 側 出 席 者 分 の み)	10,500	14,700				飲 み 物 代 25,200
	合計						952,226						

(注)市側出席者欄は、市長以外の者は省略し、「市長ほか 人」という表記にしている。

第2 請求の受理又は却下

地方自治法(第3において「法」という。)第242条第1項の規定によると、住民監査請求をなし得る者は、本市の住民であることが要件とされている。

請求人14人のうち、この法定要件を確認できなかった1人を除く13人について、請求を受理した。

第3 監査の実施

本件請求については、法第242条第4項の規定により次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求書別紙2 市長交際費分析一覧表に記載された平成17年度の接遇(以下「別紙2の接遇」という。)に係る交際費の支出について監査の対象とした。

2 監査対象部局

秘書室

3 監査の方法

秘書室に対して、別紙2の接遇に係る目的、必要性、相手方等監査に必要な関係資料の提出を要求し、書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

また、請求人に対して、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成18年9月5日、請求人から意見書の提出がなされ、新たに市長交際費の情報開示等に係る「政令市項目別ランキング」(記載省略)の提出があった。

意見書には、「地方公共団体もその執行機関の職務執行上、対外活動を行うために必要な外部との交際において、社会通念上相当と認められる範囲の接待を行うことは許され、その接待の時期、程度、内容については、費用の支出権限を有する職員の自由裁量に委ねられているというべきであるが、本件各接待は、その目的、出席者の顔ぶれ、会場、時期、接待の内容、所要経費等を勘案すれば社会通念上相当な範囲のものと認めるのが相当である。」との昭和63年11月25日最高裁判所判決を引用し、「この点で注目すべき点は、交際費も無制限に認められるものではなく、社会通念上相当と認められる範囲に限られており、そして、その具体的判断を出席者の顔ぶれや、その目的、会場、時期、接待の内容や金額などから判断しているという点にある。」という意見が述べられている。また、その他の判例の引用も含め、当初の請求書を補充する内容が記述されている。

同日、意見書に基づいて陳述がなされ、さらに、別紙2の接遇に関して、金額が非常に高いこと、飲酒量が多いこと等強調したい点として4点の陳述があった。

なお、法第242条第7項の規定により、秘書室職員の立会いを認めた。

(2) 関係職員の陳述

平成18年9月5日、法第242条第7項の規定に基づき、秘書室職員の陳述の聴取を行った。

関係職員は、請求の要旨に対する意見を陳述した後、別紙2の接遇の9件について、個々のケースごとに目的等を説明した。

なお、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。陳述の概要は、次のとおりである。

ア 請求の要旨の(1)のアについて

交際費の執行については、経費節減に努めてきており、接遇の執行額は、5年前と比較すると5割弱減少している。

イ 請求の要旨の(1)のイについて

接遇は、雇用の創出や地域経済の活性化につながる企業誘致などのために民間の方などと懇談し、意見交換や情報収集を行うものである。接遇の趣旨・目的が明らかにされることになれば、相手方も明らかになるおそれがあり、交際事務の適正かつ円滑な執行に支障をきたすおそれがあるので、相手方に関する情報を不開示としていることと同様に、目的についても明らかにしていない。

ウ 請求の要旨の(1)のウについて

執行基準については、その目的、相手方、場所等の条件によって、執行額を一律に規定することは困難であることから、「社会通念に照らして一般の社交の程度を超えない額とする。」としている。

指摘の事例は、当該相手方が相当な地位及び社会的立場にある方々であることから、礼儀を失することのないように対応したもので、執行基準の範囲内である。

飲酒の量についても、有意義な意見交換や情報収集がなされ、政策立案につながったものや企業誘致につながるなどの成果をあげており、問題はなく、かかる経費を公費で支出することも問題はない。

エ 別紙2の接遇の9件について

別紙2の接遇の9件については、それぞれに目的、必要性があり、いずれも市政の円滑な運営等を図るために行ったものである。また、それぞれについて成果も得ているものである。

5 支出事務に係る事実関係の確認

(1) 交際費の支出事務について

ア 秘書室所管の交際費は、一般会計第2款(総務費)第2項(総務管理費)第1目(一般管理費)第10節(交際費)という予算科目から支出されている。

イ 接遇に係る交際費の支出の方法は、地方自治法施行令第161条第

1 項第 1 7 号及び北九州市会計規則（以下「規則」という。）第 5 2 条の規定に基づき資金前渡の方法により行われている。

ウ 資金前渡を受けた職員（以下「資金前渡者」という。）は、規則第 5 2 条の 2 の規定により、資金前渡金出納簿を備えて、出納のつど、整理しなければならないこととされている。

エ 資金前渡金の精算については、規則第 5 3 条の規定により、資金前渡者は支払が終わった後、支払精算書に証拠書類を添付して市長に報告することとされている。

オ 別紙 2 の接遇の 9 件に係る交際費の支出事務手続については、適正に行われていた。

（ 2 ） 交 際 費 の 支 出 基 準

市長事務部局が所管する交際費は、「交際費の執行基準について（平成 1 5 年 6 月 3 0 日付秘書室長通知）」（以下「通知」という。）に基づき執行することとされており、具体的な交際費の執行基準は、通知において次のとおり定められている。

支出区分	基 準
慶 祝	3 万円以内の御祝い金等とする。
弔慰（生花等）	2 万円以内を基本とする。
見舞い	5 千円程度の花や果物等とする。
会 費	会費制の懇談会や祝賀会等において会費相応額とする。
記念品	国内外の来客に対して必要最小限の範囲で支出する。
接 遇	社会通念に照らして一般の社交の程度を超えない額とする。

第 4 監査委員の判断

1 交際費の支出の適否に係る判断基準について

交際費は、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部との交際をするために要する経費である。

交際費の用途のうち接遇については、判例にあるとおり、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものと

して活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである」(平成元年9月5日最高裁判所第三小法廷判決参照)。

この交際費の支出は、当該団体にとって行政執行上必要な場合に認められるものであり、経費の性質上、基本的には執行機関の裁量に任せられているといえるものである。

その裁量に当たって、本市の接遇については、通知に基づき実施することとされており、通知において接遇の基準は、「社会通念に照らして一般の社交の程度を超えない額とする。」とされている。

したがって、別紙2の接遇の場合も、この基準をもとに判断することとする。

この基準に基づき実施された接遇が、社会通念に照らして一般の社交の程度を超えていないか、儀礼の範囲内かについては、接遇の趣旨、目的出席者、出席人数 接遇の場所 接遇の内容、程度及び費用等を総合的に考慮して判断することとなる(平成10年11月24日東京地方裁判所判決参照)。

なお、請求人は、国家公務員倫理法や福岡高等裁判所の判決(平成14年9月20日付)を根拠に、一人当たり5,000円の基準を超えている場合は、その目的、相手方、必要性、相当性について市長が証明しない限り違法としているが、国家公務員倫理法は贈与等に報告義務を課したものであり、また、福岡高等裁判所の判決は交際費ではなく食糧費に関するものであって、上級審の判決によって破棄されている。

2 監査対象事項の検討

請求人の主張の論点は、別紙2の接遇の9件について、それぞれ目的、必要性があるのか、また、その接遇の程度を含め社会通念上儀礼の範囲内かという点にある。

したがって、以下それぞれの接遇について、この論点をもとに検討する。

[番号1について]

本市は、北九州学術研究都市でSOC設計センターを中心に半導体設計拠点づくりの取組を積極的に進めている。

本件接遇は、半導体業界の動向、本市における今後の半導体技術の高度化や産学連携の進め方、半導体企業の誘致戦略などについて、意見交換や情報収集を行うために実施されたものである。

相手方は、半導体の最先端の研究開発を行っている国際的に著名な研

究者で、相当な地位にあり、関係業界の重要な情報を有している方であると認められ、半導体産業の振興に力を入れている本市において、このような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長のほか、産業政策の責任者である産業学術振興局長や産業立地の責任者である担当参事に加え、本市の半導体研究拠点づくりの一翼を担っている北九州市立大学の統括責任者である理事長が同席しているが、世界的な研究者の貴重な話を直接聞き、また、本市の実情について各部門の責任者から説明できるように同席したものと認められ、過剰な人員とはいえ是認できる。

会場は、相手方の地位、遠方から来北されたことなどから、本市を代表する歴史的観光スポットに位置し、個室が確保でき、かつ、本市の特色ある料理を提供できる格式のある場所を選んだものである。この会場における料理は、1コースのみで1万7,500円である。飲み物代、奉仕料、税金を含め、一人当たり2万3,856円であるが、場所選定の経緯、相手方が相当な地位にある方であることを考慮すれば、妥当な範囲内のものと認められる。

懇談により、本市の今後の半導体企業の誘致戦略の方策などのポイントとなる話を直接聞くことができ、意図していた成果が得られたものと認められる。

[番号2について]

本件接遇は、企業誘致に力を入れている本市が、世界規模の最先端技術を有する成長企業に対しアプローチをしてきたところ、当該企業の経営トップが本市進出を検討するために来北する機会をとらえ、市内の候補地や人材の確保策のほか、本市のインセンティブやインフラ整備の状況などを説明し、本市進出に向けた具体的な協議を行うために実施されたものである。

相手方は、当該企業の最高経営責任者、技術開発の責任者及び製造工場の責任者で、いずれも事業展開を決定する権限を持ったメンバーであることが認められ、企業誘致のためのこのような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、企業へのトップセールスということで市長のほか、本市の企業誘致の責任者である産業学術振興局長や、かねてから同社にアプローチしてきた東京事務所長等が同席しているが、本市の方針決定の責任者と実務の責任者が出席することは、企業誘致における対応メン

バーとして是認できる。

会場は、相手方の宿泊場所の都心部で、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

懇談により、企業誘致に資する効果があったものと認められ、当該企業の研究開発拠点の本市進出が決定するという具体的な成果もあがっている。

[番号3について]

本件接遇は、企業誘致に力を入れている本市が、国内有数の電子機器メーカーに対し、本社のある東京に出向いて、本市のインセンティブやインフラ整備の状況、人材の確保策などを説明し、本市進出を働きかけるために実施されたものである。

相手方は、当該企業の最高経営責任者及び技術開発の責任者であることが認められ、企業誘致のためのこのような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、企業へのトップセールスということで市長のほか、これまで折衝をしてきた東京事務所長の2人である。

会場は、相手方企業の本社のある東京において、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

料理単価は1万6,000円で、これは当該店におけるメニューのうちから中位程度のものを選んでいいる。飲み物代、奉仕料、席料、税金を含め一人当たり3万319円であるが、相手方の地位や場所が東京であることを考慮すれば、妥当な範囲内のものと認められる。

懇談により、企業誘致に資する効果があったものと認められ、当該企業の研究開発拠点の本市進出が決定するという具体的な成果もあがっている。

[番号4について]

本件接遇は、本市進出が決定している最先端企業と、北九州学術研究都市の大学との共同研究など今後の産学連携の進め方のほか、製造拠点の開設に向けた具体的な意見交換や協議を行うために実施されたものである。

相手方は、当該企業の最高経営責任者及び技術開発の責任者であることが認められ、企業誘致のためのこのような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長のほか、企業誘致の責任者である産業学術振興局長や、かねてから折衝してきた東京事務所長に加え、実務の責任者が、

出席することは、企業誘致の対応メンバーとして是認できる。

会場は、来北時の相手方の宿泊場所で、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

懇談により、立地に向けた具体的な協議がなされ、意図していた成果が得られたものと認められる。

[番号5について]

本件接遇は、本市の産業振興を円滑に進めるには、市内企業の協力と連携が不可欠であることから、先端産業の研究開発部門を持つ市内の有力企業の責任者に対して、本市のこれからの産業政策の方策を説明するとともに、当該企業の今後の事業展開と本市の産業施策について意見交換を行うために実施されたものである。

相手方は、当該企業の市内における代表者等で、今後の事業展開について権限を持ったメンバーであることが認められ、このような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長のほか、産業振興策の責任者である産業学術振興局長や新産業部門の担当責任者に加え、半導体産業の産学連携やベンチャー企業を担当している外郭団体の責任者であり、是認できる。

会場は、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

懇談により、産学連携のあり方や進め方について、具体的な協議がなされ、意図していた成果が得られたものと認められ、その後、地元企業との共同研究が開始されるなどの成果もあがっている。

[番号6について]

本件接遇は、東京に所在する地域開発や交通インフラ整備などの調査研究、政策提言などを行っている機関と、地域開発や交通インフラ整備への取組等社会資本整備の動向、事業手法などについて意見交換や情報収集を行うために、東京で実施されたものである。

相手方は、当該機関において、政府や産業界などの動向や事業手法などに精通した事業計画立案の責任者で、事務総括の責任者でもあることが認められ、このような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長のほか、これまで折衝してきた東京事務所長の2人である。

会場は、相手方機関の所在地である東京において、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

料理単価は、当該店におけるメニューのうちから中位程度のものを選んでいいる。飲み物代、サービス料、税金を含め一人当たり2万3,935円であるが、相手方の地位や場所が東京であることを考慮すれば、妥当な範囲内のものと認められる。

懇談により、政府や産業界などの動向や事業手法について意見交換や情報収集ができるなど、意図していた成果が得られたものと認められる。

[番号7について]

本件接遇は、本市の今後の産業振興策を取りまとめるに当たり、今後最も成長が見込まれる産業界を代表する企業人及び学識経験者と、市場動向や技術動向などについて、意見交換や情報収集を行うために実施されたものである。

相手方は、いずれも関係業界を代表する企業人及び著名な学識経験者で、当該産業分野に貴重な情報を有している方々であると認められ、このような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長のほか、産業振興策の責任者である産業学術振興局長や産業振興の政策担当責任者等であり、是認できる。

会場は、相手方の宿泊場所の都心部で、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

懇談により、産業振興策について政策提言を得ることができるなど、意図していた成果が得られたものと認められる。

[番号8について]

本件接遇は、本市が行う重要事業の広報戦略について、関係業界と意見交換や協議を行うために実施されたものである。

相手方は、当該分野の責任者で、広報戦略について権限を持っている方々であることが認められ、このような接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者は、市長である。

会場は、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

懇談により、具体的な意見交換や情報収集ができるなど、意図していた成果が得られたものと認められ、その後、多くのPR活動が実施されるなどの成果もあがっている。

[番号9について]

本件接遇は、地域経済の活性化のため、地元経済界の中心的人物と、

産業政策はもとより、市政全般にわたる政策や事業について、意見交換や協議を行うために実施されたものである。

相手方は、本市の経済界を代表する方々であることが認められ、本市の産業政策に関して協力と連携を図るためのこのような接遇の必要性は首肯できる。

このような相手方との接遇に当たって、市長をはじめ関係責任者が出席することは是認できる。

会場は、格式があり、個室が確保できる場所を選んだものである。

なお、これまでも企業との接遇において、市が一律に経費の全額を負担するのではなく双方で負担したケースがあり、今回も相手方との協議により、総経費を出席者の人数で按分して双方が負担したものである。

懇談により、中心市街地の活性化や新北九州空港の利用促進、ビジターズ・インダストリーの推進など、多岐の分野にわたる意見交換や協力要請を行うことができ、意図していた成果が得られたものと認められる。

3 社会通念上儀礼の範囲内として相当なものであるかどうかについて

前記2で、個別具体的に別紙2の接遇の内容を検討したところであるが、これを請求人の主張の強調点も踏まえてまとめると、次のとおりである。

9件の接遇については、いずれも市政の円滑な運営や市の利益を図る目的を持って行われたものと認められ、接遇の必要性は首肯できる。

市側の出席者については、いずれも当該接遇を実のあるものにするため、接遇内容に対して責任ある地位の者が出席しており、出席者及び出席人数は妥当なものであったと認められる。

接遇の程度については、いずれも、相手方は、その目的に係る分野において権限や見識を持ち、相当な地位があり社会的立場にある方であることから、礼儀を失することのないように配慮したことが認められる。

具体的に料理単価をみても、会場選定等の事情も考慮すれば妥当な範囲内のものと認められ、支出額全体についても相当と認められる。

請求書では、別紙2の接遇の番号7のケースを取り上げ、飲酒量についての指摘がある。飲酒については、健康面からその目安が例示されているものもあるが、懇談の場の状況により、また個人差もあるので一律に限量等を判断する基準を持つことは困難で、当該ケースを見る限り、出席者が10人であることも考慮すれば、不相当であるとは認め難い。他のケースにおいても同様である。

また、いずれの接遇も懇談の場において、具体的な意見交換や情報収集

などがなされていることから、当初意図していた成果が得られたものと認められ、その後の状況をみると、企業誘致につながるなどの具体的な成果もあがっているものもみられる。

これらを総合的に考慮すれば、9件の接遇はいずれも社会通念上相当な範囲のものであったと認められる。

4 結論

請求人は、別紙2の接遇に係る公金の支出は違法・不当であると主張しているが、前記2及び3で述べたとおり、当該接遇はいずれも社会通念上相当な範囲のものであり、当該接遇に係る経費の公費支出は適正な執行であったと認められる。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

第5 監査委員の意見

今回の住民監査請求においては、社会通念に照らして一般の社交の程度を超えると認められるものはなかったが、もとより交際費の執行は、住民の税金をもととした公金である。

したがって、地方自治法に定めがあるとおおり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう心がけるとともに、その支出内容について住民の理解が得られるよう十分な説明を行うことが重要と考える。

今後ともより一層の努力を期待したい。